

いいの事務所 ニュース

Iino Management & Labor Consulting Office

2013/07/10

VOL.30

● 労働保険料の納付、口座振替で

労働保険料の第1期（全期）分の納付期限が、毎年7月10日となっています。ちょうど納付を終えたばかりという企業が多いことでしょう。実際、労働保険料申告書が労働局から届いて、手続きをして即納付期限を迎える…となっている企業も多いのではないのでしょうか。

実は、労働保険料の納付を口座振替に切り替えると第1期（全期）の納付日は9月6日と2か月近く延長されるのです。

これだと、保険料の算出を終えて支払までにかかなりの余裕があるのではないのでしょうか。

労働保険料の口座振替をご希望の方は、当事務所にご連絡頂くか、下記HPから申込用紙をダウンロードして下さい。

なお、本年の口座振替納付日は、1期分9月6日、2期分11月14日、3期分26年2月14日となっています。8月14日までに申し込み頂ければ、本年度の2期分から口座振替をご利用できます。ご希望の方はお早めに。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/hokenryou/>

● 雇用保険給付基礎日額、8月1日より変更

8月1日から雇用保険の「基本手当日額」が引き下げられます。これは、毎月勤労統計調査による2012年度の平均給与額が前年度に比べ約0.5%低下したことに伴うもので、毎年8月1に見直されているものです。またこれに伴い、高年齢雇用継続給付金及び育児休業給付金の支給限度額も変更となります。変更後の金額は以下の通りとなります。

○基本手当日額の引き下げ

受給資格に係る離職の日における年齢に応じ、次のとおり。

① 60歳以上65歳未満

6,759円→6,723円

② 45歳以上60歳未満

7,870円→7,830円

③ 30歳以上45歳未満

7,155円→7,115円

④ 30歳未満

6,440円→6,405円

○高年齢雇用継続給付の算定に係る支給限度額の引下げ

343,396円→341,542円に引き下げられる。

○育児休業給付金の支給限度額の引下げ

214,650円→213,450円に引き下げられる。

● 精神障害の労災認定件数が過去最多

厚生労働省から公表された平成24年度「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」によると、脳・心臓疾患の労災認定件数は前年度比28件増の338件で2年続けて増加。精神障害の労災認定件数は前年度より150件多い475件で過去最多となりました。うち、未遂を含めて自殺と認定

された件数は93件にのぼっています。なお、精神障害による労災認定率も基準の明確化に伴い、認定率が39.0%と前年度（30.3%）を大きく上回り、認定件数の増加につながった一因に挙げられます。企業には、より一層の安全配慮義務が求められるところです。